

ID: 17

担当部署: 地域安全課

処分の概要	見舞金の支給
例規名 根拠条項	高根沢町犯罪被害者等支援条例 第8条第1項
例規番号	令和4年条例第3号
<p>【基準】</p> <p>第8条及び高根沢町犯罪被害者等支援条例施行規則第4条の規定による。</p> <p>(見舞金の支給)</p> <p>第8条 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図り、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、遺族見舞金及び重傷病見舞金(以下「見舞金」という。)を支給するものとする。</p> <p>2 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者(当該犯罪行為が行われた時において、町民(町の住民基本台帳に記録されていた者をいう。次号において同じ。)であった者に限る。)の遺族として規則で定める者</p> <p>(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者(当該犯罪行為が行われた時において、町民であった者に限る。)</p> <p>3 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 30万円</p> <p>(2) 重傷病見舞金 10万円</p> <p>4 前3項に掲げるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(見舞金の支給の制限)</p> <p>第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しない。</p> <p>(1) 犯罪行為が行われた時において、死亡被害者若しくは犯罪行為により重傷病を負った者(以下「犯罪行為被害者」という。)又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。)と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があった場合</p> <p>ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)</p> <p>イ 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)</p> <p>ウ 3親等内の親族(ア及びイに掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 犯罪行為の被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があった場合</p> <p>ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為</p> <p>イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為</p> <p>ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為</p> <p>(3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合</p> <p>ア 当該犯罪行為を容認していたこと。</p> <p>イ 高根沢町暴力団排除条例(平成24年高根沢町条例第5号)第2条第4号に規定する暴力</p>	

団員等又は高根沢町暴力団排除条例施行規則(令和3年高根沢町規則第30号)第3条に規定する密接関係者に該当すること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと町長が認める場合

2 前項第1号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪行為被害者からの申立てにより加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第13条に規定する保護命令が発せられていた場合

(2) 犯罪行為が次のいずれかに該当し、かつ、当該犯罪行為により犯罪行為被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合

ア 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号並びに第5項第1号ホ及び第2号(同項第1号ホに係る部分に限る。))に規定する行為を除く。)

ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号、第7項第5号及び第8項第5号)に規定する行為を除く。)

(3) 前2号に掲げる場合に準ずるものとして町長が認める場合

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日